

第88回基本方針策定タスク 議事録

1. 日 時：2025年12月16日（火）9時30分～11時50分
2. 場 所：一般社団法人 日本電気協会 4階 A, B会議室（Web会議併用）
3. 出席者：（順不同，敬称略）
 - 出席委員：齊藤主査(原子力規格委員会幹事/東京大学)，
阿部(原子力規格委員会委員長/東京大学)，
岡本(関西電力)*1，大鋸谷(安全設計分科会幹事/関西電力)，
山田(構造分科会幹事/中部電力)，橘(日本電気協会)*2，
鶴田(原子燃料分科会幹事/東京電力 HD)，三浦(品質保証分科会幹事/中部電力)，
野元(耐震設計分科会幹事/日本原燃)，
笹木(放射線管理分科会幹事/日本原子力発電)，
竹本(運転・保守分科会幹事/日本原子力発電) (計11名)
 - 代理出席者：なし (計0名)
 - 欠席委員：吉田(原子力規格委員会副委員長/日本原子力発電) (計1名)
 - オブザーバ：なし (計0名)
 - 説明者：なし (計0名)
 - 事務局：高柳，中山，川口，浅見，景浦，美濃，上野，梅津，山崎(日本電気協会) (計9名)

*1：9:50頃に途中退席

*2：9:50頃から出席

4. 配付資料

資料No.88-1	原子力規格委員会 基本方針策定タスク 委員名簿 2025年12月16日現在
資料No.88-2	第87回基本方針策定タスク議事録（案）
資料No.88-3-1-1	活動の基本方針の改定要否確認について（案）
資料No.88-3-1-2	原子力規格委員会 活動の基本方針の改定について（案）
資料No.88-3-1-2-参考	倫理規定比較表
資料No.88-3-1-3	原子力規格委員会 活動の基本方針 新旧比較表
資料No.88-3-1-3-参考	原子力規格委員会 活動の基本方針（改訂履歴）
資料No.88-3-2-1	委員倫理の充実に向けた取組の内容について（案）
資料No.88-3-2-2	倫理テキスト（改定案）
資料No.88-3-2-3	倫理テキスト付録 参考事例・参考情報集（案）
資料No.88-3-3-1	規約類（規約，規約細則，活動の基本方針）の改定ポイントについて（案）
資料No.88-3-3-2	規約類（規約，規約細則等）の改定について（案）
資料No.88-3-3-3	原子力規格委員会 規約 新旧比較表
資料No.88-3-3-3-参考	原子力規格委員会 規約（改訂履歴）
資料No.88-3-3-4	原子力規格委員会 規約細則 新旧比較表
資料No.88-3-3-4-参考	原子力規格委員会 運営規約 細則（改訂履歴）
資料No.88-3-3-4	原子力規格委員会 規格策定手引き 新旧比較表
資料No.88-4-1-1	第10回 日本電気協会 原子力規格委員会シンポジウム プログラム案 ー原子力業界におけるAI活用の現状と期待，展望(仮)ー
資料No.88-4-1-2	AI活用事例各分科会回答
資料No.88-4-2	2025年度 原子力規格委員会功労賞申請・選考スケジュールについて
資料No.88-4-3	JEAC4601 技術評価実施状況について
資料No.88-4-4	2025年度第3四半期各分科会活動報告

5. 議 事

事務局より、本会にて、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律及び諸外国の競争法に抵触するおそれのある活動を行わないことを確認した。また、今回のタスク会議は、Web 会議併用で進めることを説明し、議事が進められた。

次回基本方針策定タスクの事前説明を 2026 年 2 月 16 日(月)午後、本会議については 2026 年 3 月 17 日(火)午後を予定しており、各委員のスケジュール確保をお願いするとの話があった。

(1) 配付資料確認, 定足数確認

事務局より、資料について事前送付しているとの説明があった。出席委員は現時点で 10 名であり途中退席予定者がいるためこのままいけば決議時は 9 名となるが、タスクグループ規約第 9 条(決議)の決議に必要な条件(委員総数の 3 分の 2(8 名)以上の出席)は満たしていることを確認した。

(2) 前回議事録の確認

事務局より、資料 No.88-2 の前回(第 87 回)議事録の紹介があり、正式議事録とすることについて、会議を通して意見がなければ承認することになった。最終的には会議終了時に特にコメントはなく正式議事録とすることで承認された。

(3) 審議事項

1) 活動の基本方針の改定要否確認及び改定について(審議)

事務局より、資料 No.88-3-1-1 に基づき活動の基本方針の改定の進め方について説明があった。その後、前回タスクで説明があった倫理にかかる規定の改定案以外の範囲での改定の要否について確認した結果意見が出され、追加の改定を行うこととした。また、倫理にかかる規定の改定案(資料 No.88-3-1-2)についても説明後にコメントがあり修正が必要なことから、次回(3 月度)のタスクでこれらの修正内容の審議、決議を行うこととした。

(主なご意見・コメント)

- ・倫理規定の比較表(資料 No.88-3-1-2-参考)に示されている他会の規定の冒頭の内容を見てみると、例えば日本技術士会の技術士倫理綱領では「技術士は、科学技術の利用が社会や環境に重大な影響を与えることを十分に認識し、業務の履行を通して安全で持続可能な社会の実現など、公益の確保に貢献する。」と規定されており、技術士が何の目的で活動しているのか、何を目指しているのかということがきれいに謳われている。そういう視点で見ると機械学会の倫理規定や原子力学会の倫理規程も学会員が何を目的として活動するのかということが謳われている。
 - ・電気協会の活動の基本方針では、始めから「規格原案作成に必要な専門的知見の向上に努め…」と書かれていきなり個人が何をしなければいけないかということが規定されている。また、1. の目的も「原子力規格委員会規約に従い～基本方針を定める」となっていて、規格の策定というものが何を目指していて、我々がどこを目標に動いているのかということが書かれていない。
 - ・原子力規格委員会規約の方を見ても、第 1 条の目的に書かれていることはこの規約の策定の目的になっていて、原子力規格委員会の活動の目的にはなっていない。これより、原子力規格委員会の構成員である我々が一体何を目指していかなければいけないのかということがどの文書にも書かれていないことに気付いた。
- 規約の目的には「原子力発電関係電気工作物の保安及びこれに関する公衆の安全に係る規格の整備と高度化を推進する目的で」と書かれている。
- ・これは原子力規格委員会の目的であって委員の目的ではない。我々委員が何を目指してどうあるべきなのかという一番基本的な理念が書かれていないという認識。今まで全く気が付かなかったが、活動の基本方針の倫理規定では委員が何を考えて自らを律さなければいけないかということは書かれているが、何を目指しているのかが書かれていない。
- それは規約の第 2 条になるのではないか。

- ・規約第2条に書かれている内容は委員会が何をするかであり、委員が何をするかではない。委員が何をするのか、何をを目指すのかという基本的な考え方は活動の基本方針の中で書かれるべきものと考えている。
 - ・今の活動の基本方針の目的を読んでもそれがよくわからない。委員が何を目指していて、目指している目標があるので、それに基づいて倫理が規定され、我々はこれを守らなくてはならない、ということをして1.の目的のところでも高らかにそれを謳って、2.のところでも委員が守るべき内容の規定に入っていくのがよいと考えている。よって、1.の目的の文言を少し足した方がよいと考える。
 - ・規約の目的のところは原子力規格委員会がやるべきミッションが書かれていて（委員会は）それをやる、それに関わっている委員がどういう倫理観でやるのかというのは倫理規定があればそこに書けばいいが、電気協会の倫理規定は活動の基本方針の中に入っているもので、その中にもそういうことが書かれればよいと考える。学会には倫理規定があつて、それをさらに個別の傘下の組織で個別にカスタマイズする必要がある必要に応じて実施されている。電気協会にはそもそも倫理規定自体がないので原子力規格委員会としてどういう倫理観でやるかということを書けばよいと考える。
 - ・我々は委員として既に何年か活動しておりもう理解しているので今さら言う必要はないという状態になっているが、例えば新しく入ってくる方に対してこの活動の基本方針の倫理規定を見せた時に、その委員の方が電気協会の委員として何をすべきなのかという目標が明確でない状態でこれをしなければいけないという規定が入ってくることになると思う。その場合、この原子力規格委員会にコミットメントするということのインセンティブを掻き立てられないまま守らなくてはならないことだけがたくさんあるという構造になってしまっているように感じる。
- そういう意味ではおそらく技術士会や原子力学会はそもそもそういった会員の集まりなのでそこに対する目的と若干趣旨が異なるように思う。機械学会の例がすごく参考になると思うが、二段落目に「規格の策定活動に参加する委員は…」という形で委員向けに書かれている箇所があるので我々もこういった形で書き出して、今いただいた阿部先生からのご意見の内容をここで触れる、基本的には活動の基本方針の中にそういったものが入っている部分があるので、そこを少し昇華させて要求、目的、インセンティブを書いていく。
- ・電気協会で策定する規格というものが社会に対してどういう貢献をしていくものかということが明確になって、よりよい規格を策定することが個々の委員の使命であることを示し、それに基づいて倫理の規定がこうで、というような構成にするのがよいと思われる。それでこれを活動の基本方針の最初の前文のところに書かれるとよいように思う。規約は今のままでよく、活動の基本方針の方を修正すればよいと思う。
 - ・活動の基本方針の（倫理項目の）前文の冒頭は「規格原案作成に必要な専門的知見の向上に努め」となっていてその規格原案の作成というところが大きな目的になっているが、これがこの文の中ではすごく軽くなってしまっている。「規格原案策定に必要な」の部分を削除するとあとは個人が何をしなくてはいけないかということの起点になってしまっているもので、多分この「規格原案策定に必要な」というところの内容をもう少しリッチにして、規格が社会にどう貢献していくのか、よりよい規格を策定するということが社会に対してどういう意味を持つのかということがわかるようにしてあげた方がいいと思っている。活動の基本方針の1.が2.のどちらかにこのことが書かれてなくてはならない。
 - ・活動の基本方針の1.の目的は、この活動の基本を定めることが目的になっており、法律でも目的はこの法律の目的を書くだけなので、2.の方に書いた方がよいと思われる。
- なぜ2.に書かれているような行動を取らなければいけないのかというそもそものものがないようにご指摘と思うので、それを入れていくこととしたい。
- ・行動があるということは、その行動に対するインセンティブが最初になければいけないということと思う。インセンティブのところをしっかりと書くという提案である。
 - ・倫理規定ではないところで、活動の基本方針の6.国内外他機関との協力の6.2に日本機械学会との協調ということで原子力施設に関する構造、強度、材料等の規格の整備のところの話が書かれている。過去に実施された機械学会の規格（材料規格や設計・建設規格）の技術評価において耐震JEACとの関係、整合性についての話が出され、今実施中の耐震JEACの技術評価でもJSME規格との整合性みたいなこと言われている状態であり、技術評価後も対応が必要になりそうな状況のためここに明示的に耐震設計での関わりを記載するのはどうかと考えている。

- 一応「等」で読めるとは思うが、より明確にということと思う。活動の基本方針は基本的に毎年見直ししていくものなので、その時々状況に応じてそういった特徴を入れていくことは特に問題ないかと思われる。
- ・ 3. 1の8項目の個々に対しては特に意見はないが、VIの公開性と説明責任がこの位置でよいのが気になっている。多分IVとVはリンクしていて、公衆に危害を与えないように努めて、それで利益相反の回避に努める、というように見るとIVとVIIもリンクしている。IV、V、VIIの3つがリンクしているように見えるので、この間にVIの説明責任を果たすという項目が入っているのに違和感がある。
 - ・ VIは委員個人の行動というよりは委員会のデュープロセスの結果なのでちょっと種類が違うかもしれない。委員個人としての属性というか集合体としてのものとも思えるので、この項目がなくても違和感はないと思われる。
- どちらかというと4. が規格策定の基本事項になっていて、4. 2の規格の位置付けと性格の中で公平性、公正性、公開性がある。その中で例えば透明性、説明性といった項目を入れるという方法はあると思う。重要な項目とは思いますが、委員個人がやるべきものではないというのは多分そういう部分もあると思う。
- ・ (現活動の基本方針では) サステナビリティにあたる内容が入っていないという説明があったが、VIIIの人材育成やそれに類する話は次につないでいくという意味で考えれば入ってなくもないと思っている。また、規約の冒頭に書かれている「規格の高度化を推進する」というのは常に取り組んでいく話であるため、そのための委員としての心持ちみたいな話としてはVIIIに書かれていると思う。サステナビリティを無理に入れ込むということではなく、既に入っていると考えられるので入っていないと言わなくてもいいのでは、という意見。
 - ・ VIは委員個人の倫理の話とは異なり、委員会そのものの話と思う。
- 委員がこういったこと(公開性、説明責任)を認識したうえで活動してから(委員会として公開性、説明責任を果たす)というように読むのであれば読めないことはない。この対応は2案あると思っていて、1つはVIとVIIと入れ替えてIV、V、VIでまとまりを作る案、あるいはVI(の内容)を3. 1から4. 2の規格の位置付けと性格に持っていく案があると思う。
- ・ VIをIIIの後に持つてくるという方法もあると思う。VIとVIIを入れ替えることも考えたが、社会に対する説明責任を果たすうえでも肝心なのが公平、公正な判断であると思えたので、そうするとIIIの後に説明責任の話(VI)があって、その後今番号でいうIV、V、VIIと続いた方がわかりやすいように思う。
 - ・ VIは委員会の話というのは確かにその通りであるが、やはり個人、個々の委員が説明責任とかそういうものをちゃんと認識して活動するというのは大切なことだと思うので、VIを3. 1から抜くことはできないと思う。
 - ・ VIをIVの位置に移動させることが適切か事務局で確認し、三役も確認する。
 - ・ 新ステートメントの活動の基本方針の取り込みは今回の改定ではタイミング的にまだ早いので、次回改定時(1年後)に向けて議論をしていくこととする。

2) 委員倫理の充実に向けた取組について(審議)

事務局より、資料 No.88-3-2 シリーズに基づき、委員倫理の充実に向けた取り組みの具体的な内容とテキストの改定箇所について説明があった。

活動の基本方針の改定案の修正に伴い、本件の内容についても活動の基本方針の改定案の修正を反映したものとし、次回(3月度)のタスクでは主に修正点だけ確認して決議を行うこととした。

(主なご意見・コメント)

- ・ 活動の基本方針の倫理事項に関わる場所が変わるのでそれに合わせて修正することに加え、倫理テキストについて阿部先生よりご指摘のあった倫理に入る前段の委員が目指すもの、活動の目的についてのインセンティブを含めた説明を頭の方に追加すること。

3) 規約類(規約, 規約細則等)の改定について(議論)

事務局より、資料 No.88-3-3 シリーズに基づき、規約類の改定箇所(主に改定文案)について説明があった。

規約類の改定案については今回いただいたコメントを反映し、予定通り次回(3月度)のタスクで修正後の改定案の審議、決議を行うこととした。

(主なご意見・コメント)

- ・委員会規約第3条(委員会の構成)2項の改定案について、「～委員の退任時から半年以内を目途に～」は委員の「退任から」でよい(「時」は不要)。
- ・ISO由来の話で、分科会規約第9条(分科会の開催)2項の分科会開催の連絡時期について、「原則として」の文言を入れるという提案があったが、現規定の「1ヶ月以上前」とすることに意味があるのかという気もしており、これを「1週間以上前」にできないかという提案をさせていただきたいと思っている。分科会を開催するうえでちゃんと定足数は満足しないといけないので、そういう意味では委員の方には出席いただければ成立しないことではあるが、もうその場で説明して協議を緊急にやりたいというケースはあり得る話ではあるので、「原則として」とした場合何が原則なのか分科会長も判断に困るのではないかと思う。
- (分科会の開催連絡を1ヶ月以上前に設定していることについて)このような規定はだいたい拙速にやらせないという意図があると思うが、今は情報共有のシステムがかなり進んできているので現場で1週間をリクワイアメントにすることに対して違和感がなければ、その運用によって拙速に進んでしまうということがないのであれば1週間以上という運用にしてしまうということも案として考えられる。
- 規約の書きぶりは関係者、分科会等の委員会に関わっている内部の者に対する周知となっているが、基本的には外部の参加を希望する方が参加できるようにという意味で1ヶ月ぐらい前にはお知らせすべきという趣旨と思う。よって、周知の期間を短期間にできるようにしておく必要はあると思っているのはいるものの、原則は(最近では外部から出席を希望される方はいないものの)ある程度の期間を確保する必要があるということと思っている。
- ・そうであれば、「規格策定にかかる審議の場合は原則1ヶ月以上前」というような条件を設定するのはどうか。そうすることでISOの案件はこの条件から外れることになる。
- 「原則」の中で読むこととして、しばらく運用してみて何か不具合が出ないかとかそのあたりを見極めていくのはどうか。
- ・ISO対応については分科会側に負荷がかかっているものなので、分科会幹事の方から分科会に展開して問題意識を共有していただいて、原則というところで読めるような形の規定でよいか、それとももう少し明確に期間短縮の運用を規定するのがよいかを聞いていただいてそこでいただいた意見を反映することとしたい。
- ・細則添付-5のISO規格の検討依頼に対する審議フローの改定案について、分科会の審議「否」から「分科会長による承認」へのフローは実際どのような運用になるのか。イメージを示していただきたい。
- 分科会の分科会長、幹事間で、この案件を分科会で審議する必要があるかを相談していただいて、分科会にかけるべきとなれば今までどおりフローの下に降りて、分科会にかけるまでもないとい判断した場合には左のフローに進み、分科会長自らが承認してそのまま回答するという、そういうイメージを考えている。
- ケースバイケースだと思っているが判断にブレがあるとよくない。どういうケースであればという例みたいなものが今後積み上がってくるともう少し分かりやすくなると思うが、明らかに自明な回答みたいな、決議はいらぬというふうに見えるものはあると思っている。
- ・依頼の内容に応じて、分科会長がこれは分科会を開くべきかどうかを判断して、場合によっては分科会長の判断で回答ができるということか。
- そういった機能をつけるということと思っている。だから「要否」というよりは「要不要」というか、審議するかどうかの判断であり、分科会での要否の審議の結果「否」になったというものではない。今指摘いただいた点を踏まえて、フローに「内容に応じて」という注記を追加してほしい。

- ・ ISO 案件については、ISO の本体から原子力学会の TC 85 の方に来て、そこから SC 6 になったら電気協会の事務局の方に回ってくる。電気協会の事務局は、もらった案件が規格の検討にかかるものであれば、専門家を当てて検討を依頼することになると思うがそのプロセスがこのフローに入っていない。普通だと TC 85 の事務局に来て、SC6 の事務局の電気協会に行き、電気協会の事務局から専門家に検討を依頼するというので、例えば原子力学会の水化学分科会に検討が依頼されて、検討結果が返ってくる。それを SC6 の国内対策委員会で判断をすることになるので原子力規格委員長は出てこないのではないかと。
- ここに書かれているのは原子力規格委員会に検討依頼された場合のフローで、SC6 の対策委員会事務局は確かに電気協会にあるがこれは原子力規格委員会とは別で、こちらの事務局から原子力規格委員会以外の原子力学会やメーカーに直接依頼することはあるが、それはこのフローの範囲外の原子力規格委員会に依頼が来る前の段階のところなのでここには記載がないと認識している。
- ・ 専門家集団として、原子力規格委員会のどこかの分科会に依頼があった場合のことをこのフローは書いているということか。
- 原子力規格委員会の規約細則なので、そのような考え方で書かれているはずである。
- ・ このフローの左に抜けていく分科会での審議不要になる案件で、ありがちなものとしては人事にかかる案件で、時々 ISO の人事に対する投票の依頼が来る。このような場合は分科会を開くまでもなくもう分科会長の判断で回答を出すとか、そういうのはあり得ると思う。
- ・ 以前回答したコメントがそのまま反映されて返ってきた場合も審議不要案件になると思う。
- ・ 審議不要の案件例を事務局側で整理しておくとか分科会の幹事等対応する方が混乱しないで済むと思うので、問い合わせがあった際に例示できるようにしておいてほしい。

(4) 報告事項

1) 第 10 回原子力規格委員会シンポジウムの進捗状況について

事務局より、資料 No.88-4-1 に基づき、第 10 回原子力規格委員会シンポジウムのテーマについて電事連・ATENA との調整結果等を踏まえた修正案の説明があった。また、開催時期について当初想定 of 2026 年 6 月から同年 9 月に変更する旨の報告があった。

(コメントなし)

2) 2025 年度原子力規格委員会功労賞申請・選考スケジュールについて

事務局より、資料 No.88-4-2 に基づき、功労賞の申請、選考スケジュールの説明があった。

(コメントなし)

3) 技術評価対応状況報告 (JEAC4601)

事務局より、資料 No.88-4-3 に基づき、原子力発電所耐震設計技術規程 (JEAC4601) の技術評価の対応状況について報告があった。

(主なご意見・コメント)

- ・ 技術評価での一連のやりとりを見ていて、少し理解できていないところがあるので教えてほしい。弾性変形域を超えると降伏応力を超えてどこまで許容できるかというところについて NRA の考え方が新規基準以降変わっていると NRA は言っているが、電気協会の規格自体はそれを踏まえた上で策定されているのではないのか。
- 我々の規格でどこまで許容するかということについてはクライテリアとしては変えてなく、むしろ塑性に入ったときの効果を正確に取り込むという方向性で規格を改定してきているというのが実際のところである。
- ・ そうすると、規制の考え方が変わったと言われたことと整合していないのか。これが大きな問題なのか、そうじゃないのかというのが、ちょっと規模感がわからない。

- NRA は考え方を变えているとは言っているものの、実際の審査における判断のクライテリアは变えていないので、今我々が使っているクライテリアは NRA が变えたと言う方針にも結果として合致しているものであるだろうという解釈で説明をしている。NRA が变えた考え方に規格がどう合致しているのかの説明をこちらが要求されているというような状況と認識している。
- ・この問題がどこまでシビアな問題なのかがやっぱりよく理解できないが、どういうふうに受け止めているのか。说得できそうなものなのか。
- 現状、施設に適用しているクライテリアの部分を否定するようなことはおそらくしないとは思っている。ただ、新しく塑性の効果を取り入れた設計方法の適用の提案に対しては、おそらく規制基準に合致しているということが確認できなかったという結論になると思われる。
- ・やや踏み込んだ提案をしているところを否定されていて、それ以外のところについては大丈夫だろうと、部分的なエンドースになる可能性があるということと理解した。
- ・説明にあったクライテリアは变えられていないというのは、新規規制基準の許認可で個別案件では認可されているが、それを取り込んだ JEAC はそのままエンドースはできないと言っているようなところがある。設計段階から塑性効果を加味するというような考え方は今の規制基準では入っていない（認めていない）と。その考え方が変わらない限り技術評価として塑性の効果を取り入れたような考え方をエンドースすることはできないと言っているように思う。
- ・前回の規格類協議会で、機械学会側から連携をしたい、させてほしいという話が出ているが、その背景が今ひとつよく掴みきれしていない。耐震を引き合いに出していたが耐震関連で機械学会とはどのように関係しているのか。
- 設計・建設規格と耐震 JEAC は役割が分かれているが、基本的な解析手法（極限解析など）の話は設計・建設規格の技術評価と今の耐震 JEAC の技術評価が同じような状況になっているところがあるので、そういった課題に対しては一緒に取り組んだ方がよいという考えがあるのだと思う。
- ・大体想定したとおりだが、お互いの規格で参照し合っている箇所があるからというわけではないということでしょうか。
- 参照している部分はある。機器・配管系のクライテリアは特に設計・建設規格のクライテリアとかなりの部分を一致させてやってきているという背景があって、これは大元には ASME の規格がある。これより、考え方を合わせてきたところが違ってきてしまうのはよくないという認識は持ってやってはいるが、その点について連携して対応したいという意図と推測している。
- ・連携できるところを積極的に連携していきましょうという提案があって、それはそれでウェルカムであるし、我々としてもそれを望むところではあるので良いが、そのコメントが出てきた背景が理解できていなかったのので聞いてみたもの。内容は理解できた。
- 機械学会の 3 規格の技術評価の結果は出ていて、その時にいろいろ出された意見に対して対応を行っている。耐震 JEAC も技術評価が終われば同じような状況になるので、その意見対応時に課題があれば連携して進めたいということだと思う。そういう意味で連携と発言していると考える。
- 機械学会では ASME との対応というのが随分指摘されている。ASME との対応を行う中で地震荷重に対する対応は、元が一緒に規格であることからそういうことに対して議論するケースも生じていて、そういう時には我々の方に情報提供があったり、意見を聞いたりという対応が取られている。そういうところを言っているというところもあると思う。
- ASME の耐震設計の考え方はやっぱり違うもので、ASME の通りとすると厳しいところもある。機械学会の関係者も ASME の方の耐震規格の見直し等で日本側の意見を聞いたりすることもあるので、連携にはそういったことも含まれていると思う。

4) 2025 年度第 3 四半期各分科会活動報告

各分科会幹事より、資料 No.88-4-4 に基づき、2025 年度第 3 四半期各分科会活動について報告があった。運転・保守分科会の説明時に至近の分科会開催日の情報の追加があった。

(主なご意見・コメント)

- ・JEAC4601-2021 について技術評価中であるが、その中で JEAG4601-2015 (2016 追補版) の改定を行うことは問題ないのか。

→JEAG4601-2015 (2016 追補版) は JEAC4601 とは独立した形で SA 設備に対する考え方を別冊で作っているもので、これを今回改定しようとしている。

5) その他

以下の 2 点について事務局より報告及び確認を行った。

- ・ JEAC4111 専門コース講習会について

以下のような紹介があった。

2026 年 2 月 9 日, 10 日の 1.5 日間の講習会となる。

日本電気協会の HP で受講申込みを受付中で、現時点で 6 名の方から申込みをいただいている。

- ・ ステートメント改定案の意見集約について

事務局提案の以下の方法で実施することについて了解された。

→12/24 の原子力規格委員会で規格類協議会の資料を紹介し、中間報告と同様の方法で自由に意見を事務局に回答いただく。

以 上